

名古屋市公報	令和 3年10月13日 第123号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人

目	次	ページ
告	示	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第512号)	2
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第513号)	4
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課) (第514号)	6
上 下 水 道 局 告 示		
○ 私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託の廃止	(第14号)	13
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	14
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	16

名古屋市告示第 512号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年10月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社丸八 介護サービス	丸八訪問看護 ステーション 千成	名古屋市中村区 日ノ宮町 2丁目 129番地	令和 3年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社F O O T A G E	F o o t a g e 訪問看護ス テーション 瑞穂	名古屋市瑞穂区 膳棚町 1丁目77 番地の 2	令和 3年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社リョ ウパートナー ズ	訪問介護 パ レット	名古屋市千種区 京命一丁目10番 3号	令和 3年 8月 1日	訪問介護
合資会社リト	リトル・トゥ	名古屋市北区御	令和 3年	訪問介護

ル・トゥリー	リー ブラン チ	成通 3丁目18番 地	8月 1日	
株式会社ひま わり	介護アトラク ティブひまわ り	名古屋市中村区 北畑町 2丁目25 番地	令和 3年 8月 1日	通所介護
株式会社久遠	ヘルパーステ ーション あ おぞら	名古屋市中区大 須三丁目17番24 号	令和 3年 8月 1日	訪問介護
株式会社T S K	訪問介護T S K	名古屋市熱田区 西野町 2丁目40 番地の 7	令和 3年 8月 1日	訪問介護
株式会社L G A	訪問介護事業 所 T E R A S U	名古屋市熱田区 南一番町 7番12 号	令和 3年 8月 1日	訪問介護
株式会社わか ば	訪問介護事業 所 咲空（さ くら）	名古屋市守山区 新城 4番16号	令和 3年 8月 1日	訪問介護
株式会社O L D R O O K I E	訪問介護ステ ーションぶら うんらっと	名古屋市緑区平 子が丘2202番地 の 2	令和 3年 8月 1日	訪問介護
合同会社ライ シズ	棗 訪問介護 事業所	名古屋市名東区 牧の原三丁目 809番地	令和 3年 8月 1日	訪問介護
合同会社H O M E	訪問介護 ア イレ	名古屋市天白区 植田南二丁目 1502番地	令和 3年 8月 1日	訪問介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 513号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年10月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
K T C おおぞ ら株式会社	リハビリ訪問 看護ステーシ ョンはなのき 藤が丘	名古屋市名東区 藤が丘 128番地	令和 3年 6月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ピー ス	訪問介護事業 所 アルク	名古屋市昭和区 鶴舞二丁目 1番 3号	令和 3年 6月30日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
株式会社ひまわり	介護アトラクティブひまわり	名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地	令和 3年 6月29日	地域密着型通所介護
株式会社セラム	けあらーず中村指定通所介護事業所	名古屋市中村区太閤二丁目12番15号	令和 3年 6月30日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社こころ	ケアプランセンター こころ	名古屋市港区小賀須四丁目 611番地	令和 3年 6月29日	居宅介護支援
スマイルハート株式会社	ケアマネージメントオフィス ハートブリッジ	名古屋市名東区引山一丁目1005番地	令和 3年 6月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 514 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 3 年 9 月 29 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第 8 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和３年度名古屋市一般会計補正予算（第７号）

令和３年度名古屋市一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,551,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,338,108,471千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		239,981,898	2,654,065	242,635,963
	1 負 担 金	197,881,221	1,427,416	199,308,637
	2 補 助 金	41,346,040	1,226,649	42,572,689
10 県 支 出 金		68,052,994	792,881	68,845,875
13 繰 入 金	2 補 助 金	15,733,704	792,881	16,526,585
		27,948,923	47,477	27,996,400
	2 基 金 繰 入 金	13,439,272	47,477	13,486,749
14 繰 越 金		74,161	1,057,082	1,131,243
	1 繰 越 金	74,161	1,057,082	1,131,243
歳 入 合 計	計	1,333,556,966	4,551,505	1,338,108,471

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		342,523,909	4,183,119	346,707,028
	2 老人福祉費	57,995,204	378,119	58,373,323
	7 公衆衛生費	29,295,413	3,805,000	33,100,413
4 子ども青少年費		169,233,771	324,366	169,558,137
	1 子ども青少年費	169,233,771	324,366	169,558,137
6 スポーツ市民費		15,799,793	7,000	15,806,793
	3 スポーツ費	6,768,539	7,000	6,775,539
11 消防費		5,757,495	37,020	5,794,515
	1 消防費	5,757,495	37,020	5,794,515
歳 出	合 計	1,333,556,966	4,551,505	1,338,108,471

第2表 繰越明許費補正

款	項	事	業	名	額	千円
6 スポーツ市民費	2 区役所	区役所支所の非常用発電機整備			214,000	

令和３年度名古屋市一般会計補正予算（第８号）

令和３年度名古屋市一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,082,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,340,190,471千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		242,635,963	2,082,000	244,717,963
	2 補 助 金	42,572,689	2,082,000	44,654,689
歳 入 合 計		1,338,108,471	2,082,000	1,340,190,471

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 経 済 費		102,052,179	2,082,000	104,134,179
	1 産 業 費	101,388,727	2,082,000	103,470,727
歳 出 合 計		1,338,108,471	2,082,000	1,340,190,471

名古屋市上下水道局告示第14号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成16年名古屋市上下水道局告示第14号）は、令和3年11月30日限り廃止する。

令和3年10月8日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タチヤ名古屋みなと S C

名古屋市港区築盛町 132番 ほか29筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前		変更後	
名 称	所在地	名 称	所在地
エディオンみなと S C	名古屋市港区築盛町 132番 外29筆	タチヤ名古屋みなと S C	名古屋市港区築盛町 132番 ほか29筆

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 3年 8月 1日
- (2) 店舗の所在地については、令和 3年 9月24日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、店舗名称変更のため。
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため。

5 届出の日

令和 3年 9月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月 4日から令和 4年 2月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスナル金山・ループ金山

名古屋市中区金山一丁目31番 ほか 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名古屋市	名古屋市交通局長 河野 和彦	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号	変更なし	名古屋市交通局長 小林 史郎	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏 名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏 名	住 所	
1	名鉄産業(株)	代表取締役 三浦 久芳	名古屋市南区前浜通 7丁目28番地	変更なし	代表取締役 林 裕二	変更なし	令和3年6月4日
2	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町 2番 8号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	変更なし	令和2年3月6日

3	(株)ファッショ ンクロス	代表取締役 林 知彦	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	変更なし	代表取締役 西川 信一	変更なし	平成 29年 12月 27日
4	(株)オールハ ーツ・カン パニー	代表取締役 田島 慎也	名古屋市中 区栄二丁目 4番18号	変更なし	代表取締役 鈴木 基生	変更なし	令和 2年 12月 15日
5	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1	変更なし	代表取締役 松本 貴志	変更なし	令和 3年 6月 4日
6	(株)イークロ ージング	代表取締役 田畑 利彦	名古屋市中 区錦二丁目 15番20号	変更なし	代表取締役 赤木 政一	変更なし	令和 2年 1月 17日
7	(株)ジーフッ ト	代表取締役 堀江 泰文	東京都中央 区新川一丁 目23番 5号	変更なし	代表取締役 木下 尚久	変更なし	令和 元年 5月 24日
8	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区 北青山三丁 目 6番 1号	変更なし	代表取締役 上野 博史	変更なし	令和 3年 4月 1日
9	(株)ヴィ・ド ・フランス	代表取締役 村上 知義	東京都千代 田区岩本町 三丁目10番 1号	変更なし	代表取締役 伊達 宏和	変更なし	令和 2年 3月 13日
10	(株)名古屋交 通開発機構	代表取締役 前田 務	名古屋市千 種区覚王山 通 7丁目11 番地	変更なし	代表取締役 青木 康邦	変更なし	令和 3年 6月 14日
11	(株)アイス	代表取締役 森下 恵治	名古屋市守 山区小幡中 二丁目15番 25号	—	—	—	令和 2年 1月 15日
12	(株)磨里書房	代表取締役 片桐 栄子	名古屋市熱 田区金山一 丁目 5番 2 号	—	—	—	令和 2年 2月 29日
13	(株)タカラト レーディン グ	代表取締役 怡土 公一	東京都八王 子市堀之内 三丁目33番 地の 4	—	—	—	令和 2年 4月 30日
14	(株)ASHI LEY&B ROS	代表取締役 山田 崇史	名古屋市中 区伊勢山一 丁目 1番 4 号	—	—	—	令和 2年 1月 17日

15	(株)ブルーメイト	代表取締役 吉川 一之	広島県福山市千田町千田1741番地1	—	—	—	令和2年1月17日
16	武藤 嘉隆	—	愛知県西尾市幸町 9番地	—	—	—	令和2年1月17日
17	(株)ロイヤルイタリア	代表取締役 漆島 雅美	愛知県大府市共栄町四丁目 207番地	—	—	—	令和元年9月10日
18	(有)オーシャン	代表取締役 森上 浩	名古屋市天白区鴻の巣1丁目1311番地	—	—	—	令和2年1月17日
19	(株)バリュープランニング	代表取締役 井元 憲生	神戸市中央区坂口通七丁目 2番17号	—	—	—	令和2年2月2日
20	(株)三日月百子	代表取締役 物河 昭	大阪市西区新町一丁目3番12号	—	—	—	令和3年3月15日
21	オルビス(株)	代表取締役 小林 琢磨	東京都品川区平塚二丁目 1番14号	—	—	—	令和2年4月11日
22	(株)ウェブフロントセキガハラ	代表取締役 矢橋 達郎	岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原2682番地	—	—	—	令和2年2月14日
23	(株)シトラス	代表取締役 野口 昌一	東京都渋谷区東一丁目26番30号	—	—	—	令和2年4月15日
24	(株)プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都中央区晴海一丁目 8番10号	—	—	—	令和元年9月1日
25	—	—	—	(株)芋銀	代表取締役 小出 崇博	名古屋市熱田区川並町2番22号	令和2年6月8日
26	—	—	—	アクサス(株)	代表取締役 久岡 卓司	徳島県徳島市山城西四丁目 2番地	令和2年3月26日

27	—	—	—	(株)タケタニ	代表取締役 武谷 諭	愛知県西尾市今川町東大城67番地3	令和2年3月26日
28	—	—	—	(株)スタイルフォース	代表取締役 飯高 宏	神戸市中央区港島中町六丁目 8番1	令和2年3月26日
29	—	—	—	(株)エレコム	代表取締役 柴田 幸生	大阪市中央区伏見町四丁目 1番 1号	令和2年6月16日
30	—	—	—	(株)ルルアー	代表取締役 長友 伸二	福岡市東区松島 3丁目30番23号	令和2年7月23日
31	—	—	—	(株)丸善ジュンク堂書店	代表取締役 中川 清貴	東京都中央区日本橋二丁目 3番10号	令和2年12月11日
32	—	—	—	(株)メニコン	代表執行役 田中 英成	名古屋市中区葵三丁目21番19号	令和2年6月19日
33	(株)ワンダーコーポレーション	代表取締役 日下 孝明	茨城県つくば市西大橋599番地 1	変更なし	代表取締役 内藤 雅義	茨城県土浦市蓮河原新町4181	令和元年7月10日
34	(株)ファミリーマート	代表取締役 澤田 貴司	東京都豊島区東池袋三丁目 1番 1号	変更なし	代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和3年3月1日
35	(株)アドウォーク	代表取締役 小川 祐二	大阪市北区中津一丁目18番14号	(株)SCコミュニケーションズ	変更なし	神戸市灘区水道筋五丁目 2番10号	令和3年7月1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 4月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.10までの小売業者については、代表者変更のため

- (3) No.11からNo.24までの小売業者については、退店のため
- (4) No.25からNo.32までの小売業者については、入店のため
- (5) No.33及びNo.34の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (6) No.35の小売業者については、事業承継のため

5 届出の日

令和 3年 9月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月 8日から令和 4年 2月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課